

日本政府とアジア救済公認団体との間の契約(案)

日本政府代表とアジア救済公認団体代表とは、連合國軍最高司令官總司令部からアジア救済公認団体宛の一九四九年十月二十五日附書翰及び日本政府宛の一九四九年十月二十五日附書翰SCAPINニロ五四ヲアジア救済公認団体からの救済物資の受領及び配給について、に基づき、日本におけるアジア救済公認団体救済物資の受領及び配分について、次のとおり契約する。

第一條 目的

アジア救済公認団体の救済物資はすべて日本の復興に供するため、國籍、宗教、人種又は政治的信念によつて區別することなく、必要に應じ、眞に救済を必要とするものに対して、公平有

効、迅速且つ適切に無償配分するものとする。

第二條 物資の引渡及び配分の方法

のアジア救済公認団体代表は、その提供する救済物資を積港の港において日本政府に引き渡すものとし、日本政府は消費する団体又は個人に代つて、これを受領するものとする。

四) 日本政府は、アジア救済公認団体代表と協議の上、右の物資を第一條の目的にしように適正に配分するものとする。

第三條 日本政府の責任

の日本政府は、救済物資の受領から消費する団体又は個人への引渡までの間、右の物資の保全、移動、割當及び配給に關して全責任を負ひ、且つ、これに必要な経費を負担する。

四) 日本政府は、右の物資の荷卸、貯藏、輸送及び配分に當つては、盗難、破損その他予防し得る損失の防止に万全の措置を講ずる。

ハ 日本政府は右の物資の荷卸取扱、入庫及び輸送を優先的に行ふ。

第四條 税金の免除

ハ 日本政府は、救援物資に対して、輸入税その他あらゆる公的賦課金に對して課せらるるすべての税を免除する措置を講ずる。

ニ 日本政府は、アジア救済公認団体の日本人でない代表の外國人において支拂を受ける俸給及び報酬に對して、所得税を免除する措置を講ずる。

第五條 法令、予算との關係

この契約は日本國憲法、法令の規定及び予算の定めるところに牴觸することなく実施さるべきものとす。

第六條 契約の期間

この契約は一九五〇年四月一日から日本におけるアジア救済公認

団体の救援活動が完全に終結するまで有効とする。

第七條 変更

この契約の條項の変更及び前各條に規定するもの以外の必要な事項は、その都度両者協議の上これを定めるものとする。

日本國內閣總理大臣 吉田 茂

一九五〇年 月 日

アジア救済公認団体代表

エスター、ビー、ローズ

デー、アーネスト、ハット

ハロルド、チェルセルセガー

連合軍総司令部

軍郵 五〇〇

一九四九 一〇 一五

総司令部公衆衛生福祉部発付

L A R A

印 中

日本におけるララの計画活動は連合軍最高指令官の同國に於ける任務遂行上言外の必要と援助を提議したものである。

海外における民間の有志団体がその救済物資を送るに当り一ツの認可された団体即ちLARAを通じて実現し而して救済の最も必要とあり且範圍にこれ必要とした當時に一格的に日本政府の救済分野に合流し無差別平等に有効に行われたことは特筆に値する処である。

今や日本の社会、経済事情、噸次恢復し多くの規制制限は之を解除撤廃し得る時已到りのことである。海外より民間の救済物資を割当又は分配のため日本に於ける特定の代表者或は代理者に直送する場合の従来の制限もその一ツである。

此の制限の解除によつてLARAの計画もその遂行上従来の方針により行われねばならぬといふ必要はなくなるのである。しかしてLARAが新しい方針に即応する義務を整えらるため十分な時日を採り得るために日本政府との現在よりきつめ即ち日本政府からLARA救済物資を受取り、その安全な受渡し、運搬、割当、分配に關して責任を負うることには昭和二十五年（一九五〇）三月三十一日迄継続するものとす。

昭和二十五年四月一日以降LARAは希望によつて日本認可民間社会福祉団体として日本において割当無償分配のため海外より救済物資の送付を受けらることを継続し得るのである。LARAは昭和二十五年四月一日以降従来実施の計画通り活動を遂行し得るのであるが割当及（或は）救済の爲分配するLARAの救済物資を受入れるための日本政府の協定は総てLARAと日本政府との向かきものであつて尚右の協定は総司令部

裏面白紙

令部の審査承認を要するものとす。

LARA及日本政府或はその一才か上より如き協定を好む場合はLARA
RAは救護物資を継続して輸入するに可い。但しこの場合は輸入に許可証を
要する。

右の救護物資の受領後はその割当配分についてはLARAにおいてその責任を
負うのである。昭和二十五年三月三十一日以降LARA及(或は)その代表者(他方
認可民間社会福祉団体の介助に属することとなり、占領軍としてその援助を受けない
こととなるのである。

LARA 計画に対し又その代表の方々が我々当局者及地方関係 に対し示
された御友情と御協力のに対し厚く感謝致す次第であります。

我々は四月以降のLARAの御活動計画に關してなるべく速に伺いたく存じます。

准將 KB アッシ

副官部

連合國最高司令官統司令部

APO 500

昭和二十四年十月二十五日

AG400 (四九年七月二十六日)

SCAPIN 2054

日本政府覚書

アジア経済協力団体(LARA)からの救済物資要領及び
配給について

二 参照覚書

標記同一の件についての連合國最高司令官統司令部、日本政府覚書、
理番号AG400(四六年八月三十日)PH、SCAPIN 269、一九四一年八月三十日

二 参照覚書

第一項の月次報告に因する部分を、一九四〇年四月
一日を以てこれを無効とする。第四項中の月次報告に因する部分は、日本政府所
の「ララ」救済物資全部の割当^{修正}終了まで引続き有効とする。

最高司令官代

参謀副官准將

K. B. ブリン

一九四六年八月三十日
帝國政府元
連全田

アジア救済機関からの救済物資の受領及配給の件

、、、、、
用は合衆國の施設機関により与えられたる該救済物資の権利を岸壁における管理
し右物品を管理、輸送、貯蔵並に配給するよう直ちに手配すべし、右物資は積量
一ヶ月二〇〇の噸を越えざるべし。

帝國政府は該救済物資の岸壁より便用機関に渡す間の保管、移動、割当及配給
に關する全責任を負うものとす、右物資の積荷を卸す際輸送倉庫に納められた
並に配給に當り警備、完全なる保護を与へ、帝國政府は盜難、破損或は途
中に起る防止し得る其他の損耗に対し連合軍は取司へ責任を採らざることす

物資を船から運に引取るようすべし。

一九四六年九月一日或はそれ以前に帝國政府は次の報告を合王該救済物資の
配給に關する一般の実施計画を提出すべし。

1. 会計方法
 2. 貯蔵計画
 3. 配給計画
 4. 保護計画の詳細
- 上記三ノ項は次の詳細なる情報を合王報告形式をとり、連合軍最高司令部並
毎月送付するものとす。
1. 受領せる全物資の記録
 2. 配給せる全物資
 3. 現金額
 4. 全未配給物資の場所

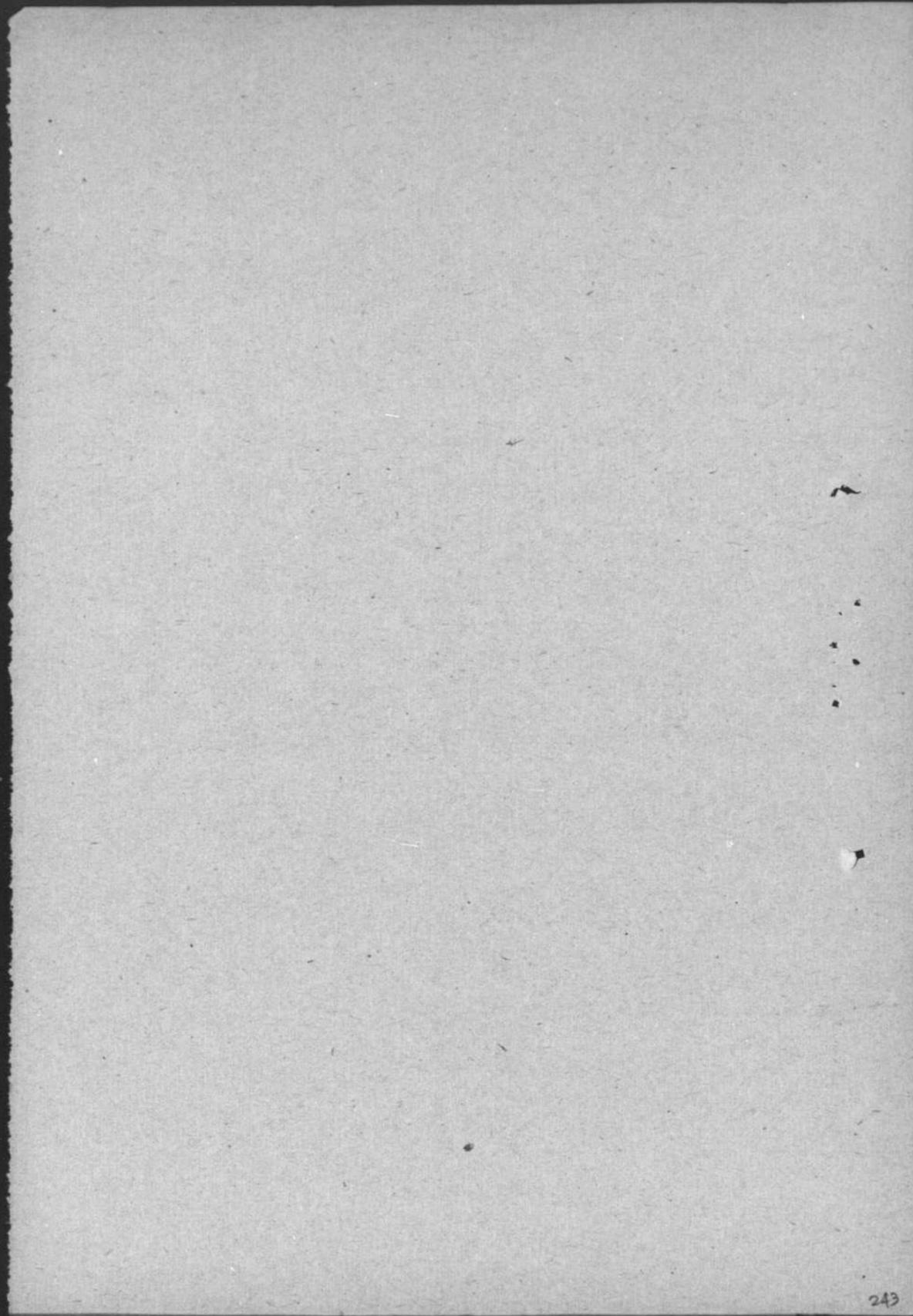
五 右救済物資の配給に先立ち連合軍最高司令部は、帝國政府による別当封鎖
及物資の利用する機関につき報告せらるべし

最高司令官代

大佐 副將

ジョン・B. クリー

裏面白紙



243

裏
面
白
紙